

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	生活保護に関する事務に係る特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

静岡県は、生活保護法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・本評価書の記載内容について、毎年度の見直しとともに、5年ごとの再評価を行い、個人情報又はプライバシーの保護に関する技術の進歩、社会情勢の変化等に対応し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための取組を継続的に実施する。

評価実施機関名

静岡県知事

公表日

平成30年8月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	<p>当該事務は、生活保護法に基づき、生活に困窮した国民に、憲法第25条に規定する健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護の実施に関する事務 ・保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・職権による保護の開始又は変更に関する事務 ・保護の停止又は廃止に関する事務 ・就労自立給付金の支給の申請の受理、審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・保護に要する費用の返還に関する事務 ・徴収金の徴収に関する事務 <p>特定個人情報ファイルは、上記事務に係る要保護者(被保護者含む)の本人確認、状況の把握に用いる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要保護者(被保護者含む)の提出書類等(関係機関からの情報を含む)に記載された個人情報の確認 ・情報提供ネットワークを利用した他機関との情報連携
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法関連事務 ①保健・医療・福祉総合情報ネットワークシステム(生活保護事務システム) ②中間サーバー ③統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の15の項 内閣府総務省令第5号第15条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号</p> <p>【情報提供】</p> <p>別表第二の9の項 内閣府総務省令第7号第8条1、2号</p> <p>別表第二の10の項 内閣府総務省令第7号第9条1、2、3号</p> <p>別表第二の14の項 内閣府総務省令第7号第11条</p> <p>別表第二の16の項 内閣府総務省令第7号第12条1、2、3、4号</p> <p>別表第二の24の項 内閣府総務省令第7号第17条</p> <p>別表第二の26の項 内閣府総務省令第7号第19条1、2、3、4、5号</p> <p>別表第二の27の項 内閣府総務省令第7号第20条4、5、6、7、9、10号</p> <p>別表第二の28の項 内閣府総務省令第7号第21条1、4、5、7、8、9号</p> <p>別表第二の30の項</p> <p>別表第二の31の項 内閣府総務省令第7号第22条2、3、4、5、7、9、10号</p> <p>別表第二の50の項</p> <p>別表第二の54の項 内閣府総務省令第7号第28条1、2、3、4、5、7、8、9号</p> <p>別表第二の61の項 内閣府総務省令第7号第32条1、2号</p> <p>別表第二の62の項 内閣府総務省令第7号第33条</p> <p>別表第二の64の項 内閣府総務省令第7号第35条</p> <p>別表第二の70の項 内閣府総務省令第7号第39条</p> <p>別表第二の87の項 内閣府総務省令第7号第44条1、2、3、4、5号</p> <p>別表第二の90の項</p> <p>別表第二の94の項 内閣府総務省令第7号第47条2、3、4、5、6、7、8、9、10、11号</p> <p>別表第二の104の項 内閣府総務省令第7号第52条</p> <p>別表第二の106の項 内閣府総務省令第7号第53条1、2、3号</p> <p>別表第二の108の項 内閣府総務省令第7号第55条1、2、3、4号</p> <p>別表第二の116の項</p> <p>別表第二の120の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課
②所属長の役職名	地域福祉課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課 054-221-2326
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課 054-221-2326
-----	---

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

